

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって7番 大城 勝議員、8番 照屋仁士議員を指名します。

○議長 玉城 勇君 これから議案の上程に入ります。

日程第2．議案第6号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第2．議案第6号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さん、おはようございます。議案第6号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計予算 令和3年度南風原町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億9,954万9,000円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。（一時借入金）第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25億円と定める。（歳出予算の流用）第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第6号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計予算について概要をご説明いたします。

まず2ページから4ページについてですが、第1表歳入歳出予算について、令和3年度の予算総額は40億9,954万9,000円で、前年度に比べて667万1,000円（0.2%）の減となっております。また、歳入不足額を確保するために、諸収入の雑入において歳入欠陥補填

収入として1億77万8,000円を計上しております。

歳入についてご説明いたします。8ページをお願いします。1款1項1目．一般被保険者国民健康保険税のうち、1節．医療給付費分現年課税分から3節．介護納付金分現年課税分につきましては、新型コロナの影響で被保険者の所得等の状況を見込むことが難しいことから前年度と同額を計上しております。

10ページをお願いします。5款2項2目．保険給付費等交付金8,714万1,000円増は、県が推計する療養給付費等の増に伴う1節．保険給付費等交付金（普通交付金）で5,706万9,000円増及び2節．保険給付費等交付金（特別交付金）で、県繰入金（2号分）2,798万6,000円の増が主な要因です。

13ページをお願いします。10款1項1目．一般会計繰入金1,775万5,000円減は、2節．職員給与費等繰入金1,521万8,000円減が主な要因です。

16ページをお願いします。12款4項7目．歳入欠陥補填収入7,391万5,000円減は、県繰入金（2号分）の増及び歳出における国民健康保険事業費納付金の減額が主な要因です。

引き続き歳出についてご説明いたします。20ページから21ページについてでございます。1款1項1目．一般管理費777万円減は、人件費等の減及び実績見込みによる20節．貸付金233万5,000円減が主な要因です。

24ページから25ページについてです。2款1項1目．一般被保険者療養給付費5,409万円増及び2項1目．一般被保険者高額療養費763万7,000円増は、県が推計する療養費の増によるものです。

27ページをお願いします。2款4項1目．出産育児一時金142万2,000円減は、こちらも県が推計します出産育児一時金の減によるものであります。

30ページから32ページをお願いします。3款．国民健康保険事業費納付金については、県が示します国民健康保険事業費納付金の減により、1項．医療給付費分から3項．介護納付金分まで合計5,892万4,000円の減となります。

34ページをお願いします。6款1項1目．特定健康診査等事業費216万7,000円増は、生活習慣病予防対策のため会計年度任用職員1名を増員したことが主な要因です。以上が、令和3年度南風原町国民健康保険特別会計予算の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは予算書の順を追って質疑をさせていただきたいと思います。まず、歳入の8

ページ、保険税のところで収入の見込みが分からないので前年並みということですが、被保険者数などのように推移しているか記載がないものですから、例年だと少し微減というか減っていつていると認識していますので、その辺を少し教えてください。

次に16ページをお願いします。7目の歳入欠陥補填収入1億円余りですが、これについては足りない分を補填するという形ですが、この推移、これは平成30年の県単位化とか、たしか平成31年、令和元年だったと思いますが、そのときの税率改正、税の引上げ、そのことも推移としては関連していくと思いますし、去る議会の一般質問の中でも、当初は、私は国保税の値上げについて、二段階の値上げだったのではないかという理解をしていましたが、第3次財政健全化計画の中身においても、二段階目の値上げは計画されていません。例年の、これからの経緯を見守りながら、税率については検討するという答弁がなされましたが、今年の予算においても、とにかくこれは値上げではなく補填で対応するという予算に見えます。その辺の分析をどのように見ているか、教えていただきたいと思います。

次に歳出のほうですが、歳出は20ページ以降になりますけれども、こちらは少し総括的に教えていただきたいのですが、先ほど、被保険者数も伺っていますが、例年だと被保険者数の減少がある中でも、やはり医療費が伸びているという分析がされていたと思います。今年度の予算編成の中では、この医療費の伸びの部分をどのように考えているのか、教えてください。あと、概要説明の中では職員の1名減と会計年度任用職員の1名追加があります。それ以外に施策的な変更点、昨年と違う点とか、そういったことがこの予算書の概要の中で読み取れませんので、あるのかないのか、なければなしで結構ですので、その辺を教えてください。以上3か所、よろしくお願いします。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それではお答えいたします。まず、被保険者数ですが若干減ってきております。例えば平成29年が9,372名、平成30年が9,095名、令和元年が9,034名という形で、平成30年から令和元年にかけて微減という状況です。

それから16ページの歳入欠陥補填収入の推移ということですが、歳入歳出を同額にするために、足りない分を常にそこに計上しているわけですが、年度当初は大よそ、これまで大体1億7,000万円前後で計上しています。令和3年度については約1億円となっています。

これは、先ほど申し上げましたように、一番大きいのは、事業費納付金の歳出の減が大きいというところでございます。ここの推移ということでございますが、ここの、最終的に足りない分は法定外繰入でこれまで入れてきていますので、その法定外繰入の額が推移となるかと思えます。この部分に関しては、平成29年、平成30年、令和元年と、その3年間だけでも20億円余り入れております。そういった結果で、令和元年度において、これまでの累積赤字を全部解消できたということでございます。ただ、単年度赤字は毎年発生していますので、令和2年度についても、今定例会の最終補正において、その分、令和2年度の足りない部分を補填するという形で補正を上程する予定にしております。

次に保険税の値上げについてでございましたが、二段階とおっしゃっていましたが、二段階とは言ってはいません。県が示す標準税率、そして今ある南風原町の税率、まずはその中間点の中間点辺り、その辺りを目指して、それから毎年この標準税率というのは動きますので、その推移を見ながら、全体的な県内の状況等を見ながら上げていくタイミングを見て、徐々に税率の見直しをしていくと。我々は一応、毎年度検証するわけですが、この税率改正については、毎年県が示してきますので、税の統一に向けてはそこに合わせていかなければいけませんので、その辺りを見据えながら、税率については検討していくということでございます。

それから医療費の伸びについてでございますが、これは南風原町とかではなくて、県全体、国全体で医療費は毎年増えていつている状況がありまして、県内においても、この療養給付費の部分に関しては、沖縄県が推計します、平成30年度以降からは。推計して、市町村あたりについての療養給付費の見込みを立てて、南風原町の療養給付費はこれだけだという推計を立てて、その分に関しては100%県から交付されてきますので、この分の不足とかは発生しないとなります。とにかく医療費の分に関しては県が推計して、その分、また県から交付されて市町村はその分を医療機関に支払うという形になります。また、この医療費の状況等でございますが、一時的にはコロナの影響で、昨年の5月辺りについては減った月もありましたが、結果的にはまた後半で伸びてきた部分がありまして、トータル的には若干増えている状況があります。

次に施策的な部分とございましたが、職員が1人減ということではありません。人件費が減で、会計年度任用職員が1人増ということでございます。あと、施策的な部分に関しましては、前年度同様ですので、しっ

かり町民の健康づくり、生活習慣病予防対策、特定健診の受診率向上等、そういった取組を充実させていきたいということでございます。以上です。

〔照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時15分）

再開（午前10時16分）

○議長 玉城 勇君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。令和3年度予算に向けての被保険者数も、前年度並みということで計算しています。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 8ページの保険者数のところで、説明では、額については前年並みと触れておりましたが、人数についても前年同様の予算額でいくと、人数も同様と理解をします。それでいくと、次の16ページのところで、これまで、部長からは今、平成30年度の県単位化からご説明をいただきましたが、私が聞きたいのはもう一歩その先で、当初二段階と申し上げたのは、この平成31年、令和元年の税率改正のときに、予定額まで引き上げませんでしたよね。その途中まで、中間段階まで引き上げた。税率を県単位化するためには、もう一段階必要だろうという観点から二段階だったかなという私の理解です。それに伴って、税率改正を検討するということまでは同様ですけれども、聞きたいのは、第3次財政健全化計画の質問のときに、この計画内では、税率の引上げは予定されていないわけです。税率の、引上げは。財政シミュレーションの中で。もちろん毎年検討はされているんでしょうけれども、この予算を見る限りは、ここではもちろん今年の引上げはないわけです。今年に関してはないと。来年以降また検討されるという答えが欲しいわけです。そういう理解でいいかどうか、お答えください。分析と言ったのは、今言っているように、予算の段階では歳入の補填ですけれども、結果的には繰上充用とか法定外繰入になるわけです。ですから、予算のときと決算のときというのは、そんなに大きく変わっていないと思うんですよ。医療費の増減とか、税の増減はあるにせよ。ですから、この予算で見える、現在考えられる1億円というの、決算的にはこの方針、予算の段階では法定外繰入をすると。途中から税率を上げて少しでも差を埋めると言うなら分かります。違うというのは、でも、この予算を見るに当たっては繰入れをすると私は見えるわけです。そういう考え方でいいのか。それについて再度お答えいただきたいと思います。

次に20ページのところ、職員が減るわけではなくて

人件費ということで、入替えですね。それはそれで理解しました。

医療費の伸びについては微増ということですが、その税の人数が変わっていない状況での医療費の試算、これはもちろん県が算定してくるということですが、この予算の段階では、医療費の伸びは見えないというように私は理解するわけですが、それとも、県の試算の段階で医療費が、大体1人頭どれぐらい伸びているというような試算がなされているのか。その辺の医療費の伸びについて、再度補足をしていただきたい。施策的なものについては去年同様ということで理解しますので、先ほどの2点、歳入の足りない部分、どうなっていくのか。医療費の伸びについてどういう分析なのか。その2点を再度お願いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、税率改正については、令和3年度ではないということです。ただ、令和3年度は検証して、令和4年度に向けてどうなのかということになります。これは毎年県が11月に仮算定という形で、市町村ごとの事業費納付金とか標準税率とかを示してきますので、大体11月に示された部分を見ながら、1月に本算定ということで決定した額が示されますので、そういったところで検証して、次の年度に向けての税率改正はどうあるべきかというのを、毎年度、同じように検証していきます。

そして、歳入欠陥補填収入の部分に関しましては、平成30年度以降に関しましては、医療費を支払う分は100%県から来ますので、そして県から示された事業費納付金を納めるというふうになりますので、その分で、あと税収があって、歳入と歳出で足りない部分は補填収入になりますので、その部分は、最終的には法定外繰入で補うという形になりますので、議員がおっしゃるとおりです。

医療費の伸びにつきましては、予算書の7ページをお願いします。歳出の2款、保険給付費で5,973万3,000円増えていると。これぐらい増えるという見込みの県の推計となっております。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第6号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計予算については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第3．議案第7号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第3．議案第7号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第7号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算 令和3年度南風原町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,042万6,000円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(一時借入金)第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。(歳出予算の流用)第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第7号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算について概要をご説明いたします。

まず2ページから3ページについて、第1表歳入歳出予算についてでございます。令和3年度の予算総額は3億3,042万6,000円で、前年度に比べ1,612万1,000円(5.1%)の増となっております。

歳入についてご説明いたします。7ページをお願いします。1款1項1目．特別徴収保険料1,101万1,000円増及び2目．普通徴収保険料523万6,000円増は、被保険者数及び基準所得額が増えたことによるものです。令和2年10月末時点で後期高齢者医療広域連合が算出した保険料調定額に、令和元年度収納率を乗じ算出しております。

9ページをお願いします。3款1項1目．一般会計繰入金20万円の減は、1節．事務費等繰入金24万5,000円増があるものの、2節．保険基盤安定負担金(保険料軽減分)で44万5,000円減が主な要因です。

引き続き歳出についてご説明いたします。17ページをお願いします。2款1項1目．後期高齢者医療広域連合納付金1,588万1,000円増は、歳入7ページで説明しました徴収保険料の増が主な要因です。以上が、令

和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑をします。歳入7ページで、被保険者数及び基準所得額が増えたという記載がありますがけれども、この被保険者数について、先ほど言った人数が分かるのでしたら教えてください。また、先ほどと同様に算定額も変わっていないというのであれば、そのようにお答えいただきたいと思います。基準所得が増えたということですがけれども、これは単純に加入者の中の所得が増えたと捉えるのか。それとも何らかの制度的な基準、そういった変更がなされたのか。この2点を教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 照屋仁士議員のご質疑にお答えします。被保険者数につきましては、平成29年度3,008人、平成30年度3,162人、令和元年度3,234人と増加しています。あと、令和3年1月末時点になりますと3,233人となっています。保険料の算出につきましては、例年同様の算定値となっております。特に制度的な変更はございません。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 保険者数ですがけれども、今の答弁でいくと1人減っているのですが、これは当然、試算をするのは、この後期高齢のほうで試算が来て、それに基づいて予算措置をしていると思いますので、状況として微増の傾向にあるという試算がなされている。そういう理解でよろしいですか。この1点をお願いします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 数字的には1人減だったのですが、試算的には増になりまして、実際令和3年度につきましては、昭和21年生が新しく75歳になって加入してきますので、それを比較しますと、対前年と比べて増加していくということが分かっていますので、試算どおり増を予定しています。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 全般的なことなのでここで伺いたいと思います。歳入の2ページで、繰入金が6,700万円、過去2年で6,900万円とか7,300万円。これは一般会計からの法定外繰入金なので特に問題ないということをお聞きしています。法定内なら、なぜ問題ないのか。そして、国保のように法定外なら問題と言っているのか。法定内と法定外の違いを、

すみません、今さらですけれども教えてほしいです。
お願いします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 岡崎議員の質疑にお
答えます。歳入9ページにありますように、こちら
の事務費等繰入金と、また後期高齢者保険料保険基盤
安定負担金、どちらも法定内の繰入れになりまして問
題等はございません。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 すみません、この手法……、会
計の手法については総務部長あたりが詳しいかもしれ
ないので、私が知りたいのは、法定外だったら、どう
して地方財政にとって問題といたしますか、法定内なら、
なぜ地方財政にとって問題ないのか。その違いを教え
ていただきたいです。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えます。法定内とい
うのは、制度上きちんと負担しなければならない部分
でございますので、これには国の負担分、県の負担分、
市町村の負担分と決められておりますので、これはしっ
かり負担すべきものということで、制度上あるもので
す。法定外というのは、制度上ではないものですので、
全て一般財源で賄わないといけないものですから、例
えば国保の場合ですと、国保で言う法定外というのは
全部一般財源の持ち出しですので、直接町の財政に影
響を及ぼすということになります。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。そうす
ると、例えば令和3年度予算の6,700万円のうち、町が、
私たちが負担すべき額は大体どれぐらいですか。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えます。一般会計の
予算書をお持ちですか。議案第5号です。そこの……、
すみません、休憩……。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時35分）

再開（午前10時37分）

○議長 玉城 勇君 再開します。国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えます。まず
9ページにあります一般会計繰入金につきましては、
法定内の分です。4分の1が町負担分ということに
なります。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって
質疑を終わります。ただいま議題となっております議

案第7号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会
計予算については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第4. 議案第8号 令和3年度南風原町下水道 事業会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第4. 議案第8号 令和3
年度南風原町下水道事業会計予算についてを議題とし
ます。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。
副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第8号 令和3年度南風
原町下水道事業会計予算（総則）第1条 令和3年
度南風原町下水道事業会計の予算は、次に定めると
ころによる。（業務の予定量）第2条 業務の予定量は、
次のとおりとする。（1）排水戸数9,832戸。（2）年
間総排水量276万4,597立方メートル。（3）1日平均
排水量7,574立方メートル。（4）主要な建設改良事業
2億5,607万5,000円。（収益的收入及び支出）第3条
収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
収入 第1款 下水道事業収益6億3,639万5,000円、
第1項 営業収益2億6,176万7,000円、第2項 営業
外収益3億7,462万8,000円、第3項 特別利益0円。
支出 第1款 下水道事業費用5億6,176万4,000円、
第1項 営業費用5億2,047万円、第2項 営業外費用
4,114万4,000円、第3項 特別損失0円、第4項 予
備費15万円。（資本的收入及び支出）第4条 资本的
収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資
本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1億
7,860万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資
本的収支調整額911万8,000円、過年度分損益勘定留保
資金1億19万6,000円、未処分利益剰余金6,928万7,000
円で補てんするものとする。）収入 第1款 资本的
収入2億3,563万8,000円、第1項 企業債1億720万円。
第2項 補助金1億2,226万円、第3項 他会計補助金
617万7,000円、第4項 長期貸付金償還金1,000円。支
出 第1款 资本的支出4億1,423万9,000円、第1項
建設改良費2億5,607万5,000円、第2項 企業債償還
金1億5,731万4,000円、第3項 長期貸付金60万円、
第4項 予備費25万円。（企業債）第5条 起債の目
的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次
のとおりと定める。起債の目的 下水道整備事業債、
限度額1億720万円。起債の方法、利率、償還の方法に
ついては記載のとおりであります。（一時借入金）第
6条 一時借入金の限度額は、4億1,000万円と定める。
（予定支出の各項の経費の金額の流用）第7条 予定
支出の各項の経費の金額を流用することができる場合

は、次のとおりと定める。（１）営業費用、営業外費用及び特別損失との間。（２）建設改良費及び企業債償還金との間。（議会の議決を経なければ流用することができない経費）第８条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。（１）職員給与費5,150万7,000円。（他会計からの補助金）第９条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、２億756万9,000円である。（利益剰余金の処分）第10条 当年度利益剰余金のうち、6,928万7,000円は次のとおり処分するものと定める。

（１）減債積立金6,928万7,000円。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時44分）

再開（午前10時46分）

○議長 玉城 勇君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 訂正箇所がありますので、改めて訂正して報告したいと思います。第４条の３行目、その前のほうから読みますが、「消費税資本的収入調整額911万8,000円、」私は「過年度分」という表現をしましたが、「当年度分」の誤りであります。訂正させていただきます。以上です。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 議案第８号 令和３年度南風原町下水道事業会計予算について概要説明します。

予算書１ページ第２条．業務の予定量から説明します。１ページ、第２条．業務の予定量は、前年度と比較して排水戸数195戸増、年間総排水量23万2,298立方メートル増、１日平均排水量636立方メートル増、主要な建設改良事業１億3,344万7,000円増です。

第３条．収益的収入及び支出、４条．資本的収入及び支出の予定額については、17ページから21ページの予算に関する参考資料で説明します。17ページ、18ページをお願いします。第３条．収益的収入及び支出について。18ページ、収入、第１款．下水道事業収益６億3,639万5,000円、前年度より１億7,182万7,000円増の概要について説明します。第１項．営業収益2,726万5,000円増は、１目．下水道使用料1,492万1,000円増、２目．他会計負担金（一般会計繰入金）1,208万5,000円増、３目．国庫補助金等30万円増等によるものです。第２項．営業外収益１億4,866万6,000円増は、２目．他会計補助金（一般会計繰入金）１億4,134万7,000円増、３目．長期前受金戻入180万4,000円増、５目．消

費税及び地方消費税還付金551万3,000円皆増等によるものです。第３項．特別利益410万4,000円皆減は、第２項５目．消費税及び地方消費税還付金に組み替えたことによるものです。

19ページから20ページ、支出、第１款．下水道事業費用５億6,176万4,000円、前年度より501万3,000円減の概要について説明します。第１項．営業費用233万円増は、１目．管きよ費178万5,000円減、２目．処理場費71万6,000円減、４目．総係費1,522万8,000円減はあるものの、３目．普及促進費60万円増、５目．流域下水道維持管理負担金1,665万3,000円増、６目．減価償却費280万6,000円増によるものです。第２項．営業外費用376万9,000円減は、１目．支払利息及び企業債取扱諸費の減によるものです。第３項．特別損失352万4,000円皆減は、３目．その他特別損失の皆減によるものです。第４項．予備費は、５万円の減です。

第４条．資本的収入及び支出について。21ページ、収入、第１款．資本的収入２億3,563万8,000円、前年度より3,810万8,000円減の概要について説明します。第１項．企業債4,420万円増は、１目．建設改良等企業債の増によるものです。第２項．補助金6,343万円増は、１目．国庫補助金3,300万円増、２目．県補助金3,043万円増によるものです。第３項．他会計補助金（一般会計繰入金）１億4,572万3,000円減は、主に18ページ、収益的収入の第１款第２項２目への組替えによるものです。第４項．長期貸付金償還金１万5,000円減は、貸付金全て返済済みによるものです。

支出、第１款．資本的支出４億1,423万9,000円、前年度より１億3,891万1,000円増の概要について説明します。第１項．建設改良費１億3,344万7,000円増、第２項．企業債償還金は541万4,000円増、第４項．予備費は５万円増となっています。

２ページをお願いします。第５条から第９条の説明については省略します。

第10条．利益剰余金の処分6,928万7,000円は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源として減債積立金の計上です。

３ページ以降に予算に関する説明を添付していますのでご参照ください。以上が、令和３年度南風原町下水道事業会計予算の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。７番 大城 勝議員。

○７番 大城 勝君 教えてください。１ページの収益的収入及び支出、第３条のところで、収入の部で第１款第１項、第２項、第３項とありまして、営業収益、

営業外収益、特別利益というのがあるのですが、これはどういった内容のことを言っているのか。そして先ほど、説明があったのかどうか、その辺が私としては理解できないのですが、営業収益が2億6,000万円余り、営業外収益が3億7,000万円余り、営業外収益は一般会計からの繰入金だと聞き取りましたけれども、それでいいのかどうか。つまり営業収益が、営業外収益よりも少ないのは、その辺の内容はどのように理解すればいいのかどうか。よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 営業収益の主なものは下水道料金になります。使用料、先ほど言いました2億2,592万8,000円が主なものになります。あと、営業外収益がどうして3億円上がっているかということですが、大きいもので長期前受金戻入というのがございますけれども、これは減価償却分を見込んでいるものですから、減価償却分に対しての国の補助とか、下の方にある節のほうに国庫補助金、県補助金とございますけれども、減価償却分に対して、入ってくるであろうという考え方です。減価償却分の財源を割り振っていくというものでして、実際に現金が入ってくるわけではございません。減価償却で失う分に対して、この分はまた入ってくると見込まれると言いますか、帳簿上そのように処理をしているというところです。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 先ほど、一般会計からの繰入れという言葉がありましたけれども、一般会計というのはこの一般会計ですか。下水道組合の一般会計のことを言っているのですか。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 町の一般会計です。これは一般会計の予算のほうでも表示されておりますので。その分の、一般会計からの繰入分を営業に係る分の繰入れをこっちで、営業に係る分で不足する分をこっちでやっているというところです。また、先ほど第4条の資本的収入及び支出ですけれども、これは第3条が営業に関して、第4条が資本的などところですので、要は建設部門です。物をつくったりする部分を分けているということです。資本的収入のところの一般会計から繰入金というのは、建設に係る分の繰入分をこっちで表示しているということです。ですから、今までは下水道関係を一遍に、全体で繰入金を表示しておりましたけれども、今回会計が変わりまして、そういうふうに分けて、この分の繰入金、営業分の繰入金、あと建設分に関する繰入金というふうに分けていくという形になっております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 すみません、最初に副町長が読まれた資料は、私たちに配付されていますか。そして今先ほど、経済建設部長が最後のほうにおっしゃったものも、どこに書いてあるのか分からないのですが、資料はちゃんと配付されていますか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時01分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑ございますか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第8号 令和3年度南風原町下水道事業会計予算については、経済教育常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。

休憩（午前11時01分）

再開（午前11時13分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第5．議案第9号 令和3年度南風原町土地 画整理事業特別会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第5．議案第9号 令和3年度南風原町土地画整理事業特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第9号 令和3年度南風原町土地画整理事業特別会計予算 令和3年度南風原町の土地画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,796万1,000円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(地方債)第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。(一時借入金)第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、7億円と定める。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 議案第9号 令和3年度南風原町土地画整理事業特別会計予算について補

足して概要説明します。

2ページから3ページ、第1表歳入歳出予算について、令和3年度の予算総額6億7,796万1,000円で、前年度に比べ1億4,322万9,000円(26.8%)の増となります。内容については、6ページ以降の事項別明細書で説明します。

4ページをお願いします。第2表地方債、土地区画整理事業債の合計で限度額が1,120万円となります。起債の方法、利率、償還の方法は記述のとおり例年同様です。

歳入、歳入については8ページから説明いたします。8ページ、1款1項1目。保留地処分金1,217万5,000円増は、一般保留地2か所、付け保留地(随契)4か所、面積675平米の処分予定によるものです。

10ページ、3款2項1目。総務費補助金94万6,000円減は、本年度工事予定箇所の磁気探査支援事業調査費算出によるものです。2目。土木費県補助金810万円減は、沖縄振興公共投資交付金の内示配分の減によるものです。

11ページ、5款1項1目。繰入金1億4,094万9,000円増は、一般会計繰入金1,810万3,000円減はあるものの、土地区画整理事業基金繰入金1億5,905万2,000円増によるものです。

17ページ、10款1項1目。土地区画整理事業債80万円減は、沖縄振興公共投資交付金の内示配分の減によるものです。

歳出、次に歳出について説明いたします。19ページから20ページ、2款1項1目。事業費1,542万7,000円減は、主に沖縄振興公共投資交付金の内示配分の減によるもので、21節。補償、補填及び賠償金2,400万円の増はあるものの、12節。委託料676万6,000円減、14節。工事請負費2,835万円減等によるものです。20ページ、2款1項2目。土地区画整理事業基金整備事業費1億5,905万2,000円増は、12節。委託料2,421万7,000円増、14節。工事請負費1,263万4,000円増、21節。補償、補填及び賠償金1億2,220万1,000円増によるものです。

21ページ、3款1項1目。基金積立金1,217万5,000円増は、歳入8ページで説明した保留地処分金増によるものです。

22ページ、4款1項1目。元金1,005万3,000円減、2目。利子272万2,000円減は、起債償還年次表に基づくことによるものです。

31ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上が、令和3年度南風原町土地区画

整理事業特別会計予算の概要です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 教えてください。8ページの保留地処分金云々とありますけれども、保留地に一般保留地と付け保留地、随意契約の項目がありまして、その違いといいますか、それぞれ説明をお願いします。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 お答えいたします。まず一般保留地というのは、地権者の皆様から生み出した保留地がありまして、その一般競争入札で公募してやるのが一般保留地となっております。随契、付け保留地というのは、当てられた土地、区画に小さい区画とかがありまして、これに満たない分を付け保留地につけて、小さい土地、当てられた土地分が、利用しやすいといいますか、建物を建てるために利用できるように土地にするために、付け保留地を与えて、この分を随契でこの人を買ってもらうというのが付け保留地ということになっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 少し補足します。保留地ですので、全部地権者の皆さんの土地が基ではございますけれども、一般保留地というのは整備して、あちこちに宅地として利用できるのが出ますけれども、これはもうどなたでも買えるようになっているものです。南風原町では競争入札にかけて販売をしているものになります。通常の保留地は誰でも買えるものということになります。誰でもというか、条件がございすけれども、一定の条件を満たした方はこれに応募して、競争入札で買えるもの。付け保留地というのは、基本的には大体住宅とかがあって、この住宅を従前と同じように利用したいとか、利用させるのが事業者としてもいいものについて、宅地の状況は何も変わりませんけれども、整備前、整備後も。しかし、区画整理全体の状況が変わって、町がよくなるとかで、この方の土地も上がるものですから、評価が上がります。その分を保留地という形で、この人の現敷地の一画に付けて、それを基本的には買ってもらうというものになります。要は、今の宅地を維持するために、この方を買っていただく、特定の人ですね。要はこの宅地を持っている方を買っていただくようなものが付け保留地と言っているものです。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございました。そうすると、一般保留地は買手がつきやすいと思うの

ですが、付け保留地というのは、その関係した地主が好まなければ、そのまま放置されるということにもなりかねないわけですね。そういうことですか。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 仮換地と言ってまずは工事に入ってくるのですが、このときに、当然地権者の方々とは相談して、あなたの宅地を維持するために、ここにあなたの宅地が価値として増加分、この分は保留地という形で置いて、後で購入していただきますよというのは、これは基本的に、事業としては法的に了解をいただいているという形になっております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 こういった保留地というのは、徐々に解消していくようなものですか。それとも長くそのままとどまっているという状況にあるのもあるのですか。その辺をお聞かせください。最後の質疑です。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 この方が買っていただく状況になった場合は、それはもう買ってください。要は待ってくれと、地権者もお金を出すわけですので、事業はまだまだ続きますので、今は待ってくれと。買えない方々は、今は待ってくれという状況にあると考えています。随契保留地を買っていただける人というのは、基本的には自分が今使っている敷地の中の一画ですけれども、これについて購入する、お金を払いますという状況になっている方が、今、付け保留地の4か所の方々は、買える状況にあるということで、今回計上されているというところでございます。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第9号 令和3年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算については、経済教育常任委員会に付託します。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会（午前11時27分）